

JA教育ローン（カード型）融資要項（統一版）

1 貸付対象者

- (1) 個人の組合員であること。ただし、地区外に居住する准組合員については、県内に居住し地区内に勤務地を有している（以下、「地区内勤務者」という。）こと。
- (2) 教育施設に就学予定または就学中の子弟を有すること。^{（補足）}

【補足】

- ・教育施設は、修業年限が6カ月以上（外国の教育施設は3カ月以上）で、中学校卒業以上の者を対象とする次の教育施設とする。
 - a 大学、大学院（法科大学院など専門職大学院を含む）、短期大学
 - b 専修学校、各種学校（予備校、デザイン学校など）
 - c 高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部
 - d その他職業能力開発校などの教育施設

- (3) 契約時の年齢が満18歳以上65歳未満であること。^{（補足）}

【補足】

- ・年齢は全て契約（予定）日を基準とする。

- (4) 前年度税込年収（自営業者の場合は「前年度税引前所得」）が次の条件を満たすこと。^{（補足）}

- a 農業者の場合は、150万円以上であること。
- b 農業者以外の場合は、200万円以上であること。
- c 親・子・関連会社への転籍者で、転籍後の勤続年数が1年未満の場合は、「月収×15」が200万円以上であること。^{（補足）}

【補足】

- ・前年度税引前所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のこと。
- ・自営業者については、営業が継続的に行われているか等の確認を行うこと。
- ・子会社とは、他の会社（親会社）が議決権株の過半数を保有している会社のこと。
- ・関連会社とは、他の会社が議決権株を20%以上50%以下所有している会社のこと。
- ・国・地方公共団体が20%以上出資している団体についても転籍先の対象とする。
- ・転籍とは、出向元との雇用契約は終了（退職）し、新たに出向先の会社と雇用契約を締結すること。

【特認事務】

- ・所得証明は公的証明書（給与所得者は住民税決定通知書あるいは課税証明書、自営業者は納税証明書あるいは確定申告書の受付印のあるもの）を原則とするが、農業者は農協発行の所得証明書、給与所得者は健康保険証で勤務先が確認できる場合の企業発行で印字されている源泉徴収票でも可とする。
- ・申込金額が100万円未満の場合は、所得証明を不要とすることができる。ただし、給与所得

者の場合は、健康保険証等で勤務先の確認ができる場合に限る。

- ・ e-Tax を利用した確定申告書を使用する場合は、受付印に代わって受信通知の提出を受け、氏名、所得金額、申告納税額等の項目が確定申告書と一致していること、エラー情報が無いことを確認する。

(5) 勤続（または営業）年数が1年以上であること。

- a 公務員および高度な国家資格の保持者で当該資格を用いて業を営む者については、勤続（または営業）年数が6か月以上であること。^(補足)
- b 地区内勤務者は、勤務先の住所および現在勤務していることが確認できること。

【補足】

- ・ 親・子・関連会社への転籍の場合は連続勤務とみなす。
- ・ 公務員とは、一般職公務員および特別職公務員のこと。ただし、任期のあるものは除く。
- ・ 高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者とは、医療系国家資格保持者（医師・看護師・薬剤師・獣医師・技師・介護士等）、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士等とする。また、業を営む者には、従事する者を含む。
- ・ 転職者（公務員および高度な国家資格保持者で当該資格を用いて業を営む者）の場合、転職前後の勤務が連続していて、かつ転職前後の通算勤続年数が1年以上あること。

(6) 居住実態が確認できること（申出のあった住所の確認ができること。）。農業者以外の自営業者については、本人または同居家族の持ち家であること。

(7) 信用状況に不安がないこと。^(補足)

- a 自営業者（農業者は除く。）については、自宅に差押え、仮差押え、所有権移転の仮登記または所有権移転請求権の仮登記、予告登記・代位登記・短期貸借権の仮登記または本登記がないこと。
- b 過去に差押等を受けたことのある者は、原則として貸付対象外とする。

【補足】

- ・ 信用状況に不安がないこととは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金、共済掛金の未払金等がないこと、および個人信用情報機関の情報等を参考にして判断すること。

2 資金使途

就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金（借入申込日から2か月前までに支払済みとなった資金を含む。）。

3 契約金額

契約金額は、10万円以上700万円以内（10万円単位）であり、次の条件をいずれも満たしていること。

なお、契約金額の設定に当たっては所要金額の範囲内で設定すること。^(補足)

【補足】

- ・ 第1子融資の新規貸越可能期間中に第2子以降の追加申込みに対応する等の場合は、富山県

農業信用基金協会が容認する場合に、契約金額の変更が可能。

- (1) 本ローン契約金額、既往の多目的、フリー、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、農協内その他無担保借入金（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）および他金融機関からの無担保借入金の合計額の前年度税込年収（自営業者の場合は前年度税引前所得）に対する比率（以下、「借入比率」という。）が150%以内であること。
- (2) 年間元利金返済額の前年度税込年収に対する割合が次の範囲内であること。^(補足)
 - a 前年度税込年収が150万円以上（農業者以外は200万円以上）250万円未満の場合 30%
 - b 前年度税込年収が250万円以上550万円未満の場合 35%
 - c 前年度税込年収が550万円以上の場合 40%

【補足】

- ・借入比率の算出式は次のとおり。

借入比率＝（本件を含む無担保借入金総額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

- ・返済比率の算出式は次のとおり。なお、生活資金借入金とは、無担保、有担保を問わず、全ての生活資金とし、事業資金、貯金担保借入および農業関連資金は含まない。

返済比率＝（本件を含む全ての生活資金借入金の年間返済額）／（前年度税込年収または前年度税引前所得）

- ・年間返済額には、本ローンの年間返済額のほか、他の借入金の返済額（事業資金、貯金担保借入は含まない。）を加えるものとする。なお、カードローン（約定返済型・随時返済型）の年間返済額は、原則として極度額の2%（万円未満の金額は万円に切上げ。）の12倍とする。

- (3) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額（リフォームおよび富山県農業信用基金協会保証付の無担保の住宅資金を除く）の合計額が1,000万円以内であること。
- (4) 本ローン契約金額、既往の多目的、マイカー、教育、カード（極度額）、リフォーム（富山県農業信用基金協会保証付の無担保住宅資金を含む）の各ローン残高、JA内その他無担保借入金貸付額の合計額が1,500万円以内であること。

【補足】

- ・他農協でのローン、借入金残高も含める。
- ・教育ローン（一般型）との併用も可とする。

4 契約期間

- (1) 当座貸越の取引期限は、契約日から1年後の応当日の属する月の1日（休日の場合は翌営業日）までとする。

なお、契約者から解約の意思表示がなく、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。ただし、65歳の誕生日以降の契約更新は行わない。^(補足)

【補足】

- ・契約更新時の点検は次のとおり。
 - a 農協内において延滞のないこと。

- b 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消していない場合または更新日の2か月前の所定の日に極度額の90%以上残高のある場合は、C R I N情報の事故情報がないこと。
- c 利息徴収時点で延滞が発生し、1か月経過後も解消しない案件は、所在等連絡先が確認できること。
- ・点検を行った結果、上記の基準を満たさない場合は、解約または新規契約に準じた審査を行うこと。
- ・64歳で新規契約または更新を行った場合は、1年後の契約満期日には更新を行わない旨の通知を行う。

(2) 契約の更新を前提とした新規貸越可能期間を設定する。

- a 新規貸越可能期間は、対象の就学子弟の卒業年度末日までとする。
- b 対象の就学子弟がさらに進学する場合は、学籍を保有していることの確認を行い、農協がその信用状況について所定の点検を行った結果、新規貸越可能期間の延長に支障ないものと判断した場合は、さらに進学先の卒業年度末日まで新規貸越可能期間の延長を可能とする。ただし、新規貸越可能期間は対象となる教育施設に在籍する期間中のみとする。
- c 新規貸越可能期間中であっても、不適格等により1年毎の契約更新が停止した場合や65歳の誕生日以降の契約更新日が到来した場合は貸越停止となる。
- d 農協および富山県農業信用基金協会が認めた場合は、新規貸越可能期間の延長を可能とする。

(補足)

【補足】

- ・第1子融資の新規貸越可能期間中に第2子以降の追加申込みに対応するもの。

(3) 次の場合は、新規貸越可能期間を短縮する。

貸付対象子弟が退学（学籍喪失）した旨の届け出があった場合または農協がその事実を知った場合。(補足)

【補足】

- ・新規貸付可能期間中に貸付対象子弟が退学（学籍喪失）した場合は、次により取り扱う。
 - a 借入者から退学（学籍喪失）した旨の届け出を受ける。
 - (a) 届け出を受けた場合は、新規貸越可能期間が変更されることを確認させる。
 - (b) 組合が退学（学籍喪失）した事実を知った場合は、借入者に対し届け出の督促を行い、なお、届け出がないときは新規貸越可能期間を変更したことを明記した通知書を配達証明付内容証明郵便で送付する。
 - b 新規貸越可能期間は、退学（学籍喪失）の届け出があった日または農協がその事実を知った日以降最初に到来する約定返済日に繰上げる。

5 貸付金利

農協所定の利率とし、金利種類は変動金利型であること。

6 担保

担保は設定しない。

7 保証

富山県農業信用基金協会の保証が付されていること。

8 貸付方法

ローンカードを使用して現金自動預入支払機（以下「A T M」という。）により行う方法、または所定の支払請求書の提出を受けて窓口で支払う方法によるものとする。

9 元利金の返済方法

新規貸越可能期間中は、利息のみの支払いとする。新規貸越可能期間終了後は元金及び利息を支払うものとする。

(1) 約定返済

- a 返済日は、毎月1日（休日の場合は翌営業日）とする。
- b 返済額は、契約金額に応じた以下の金額とし、返済方法は、返済用貯金口座から自動引落とする。^(補足)

契約金額（借入極度額）	返済額（元金+利息）
10万円以上70万円以下	1万円+利息
80万円以上150万円以下	2万円+利息
160万円以上230万円以下	3万円+利息
240万円以上300万円以下	4万円+利息
310万円以上380万円以下	5万円+利息
390万円以上460万円以下	6万円+利息
470万円以上530万円以下	7万円+利息
540万円以上610万円以下	8万円+利息
620万円以上690万円以下	9万円+利息
700万円	10万円+利息

【補足】

- ・ 上表は、定額償還割合1.3%に基づき返済額を算出。
- ・ 返済用貯金口座は教育ローン（カード型）口座開設と同一店舗での保有に限る。

(2) 任意返済

- a 返済日は、随時とする。
- b 返済方法は、窓口（償還用貯金口座からの振替）または現金自動預入支払機（貸越専用口座への直接入金）とする。
- c 返済額は、貸越残高の範囲内とし、貸越残高を超える部分は顧客からの依頼により返済用貯金口座への入金を行う。

10 遅延損害金

農協所定の利率とする。遅延している元金に対して請求する。

11 その他

- (1) この要項に別段の定めがないものについては、この農協の定款、信用事業規程ならびに信用事業方法書および貸出事務手続（統一版）等の定めるところによる。
- (2) 富山県農業信用基金協会の保証に関する事項については、同協会の諸規程等による。